

2017.5.22

報告書（案）についての意見

大竹文雄

報告書（案）は、検討会における議論を適切にまとめたものだと判断いたします。本検討会の成果をもとに、透明かつ公正な労働紛争解決システムの構築について、労働政策審議会での検討を進めて頂きたいと存じます。

労働審判制度が、事実上の金銭解決制度として有効に機能し始めているというのは事実ですが、金銭解決の水準に大きなばらつきがあること、どの程度の金銭解決になるかということが知られていないという意味で、当事者にとって予見可能性が低いという問題点があります。その意味で、金銭水準については、なんらかの基準を作るべきだと考えます。透明で公正な運営をしていくためにも上限、下限、ガイドラインなどの設定は必要です。ガイドラインには、勤続年数、年功賃金の程度、退職金制度の状況なども考慮に入れる必要があります。透明、公正で迅速な解決が可能な仕組みとなるためには、ある程度予測可能なルールの形成が必要だと考えます。